

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前
	【J/Secure(TM)利用者規定】	
	本文	
令和8年3月31日	<p><u>第1条 (定義)</u></p> <p><u>4. 「J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者」とは、J/Secure(TM)利用者がJ/Secure(TM)の認証手続きを行うおうとする際に都度発行を受け、1回に限って利用できるパスワードの利用者のことをいいます。</u></p>	<p>第1条 (定義)</p> <p>4. 「J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者」とは、J/Secure(TM)利用者のうち、両社所定の「J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者規定」を承認のうえ、両社所定の方法で J/Secure ワンタイムパスワード(TM)の利用を申し込み、両社が承認した者をいいます。</p>
令和8年3月31日	<p><u>第4条 (認証方法) (新設)</u></p> <p><u>1. J/Secure(TM)の認証方法は、以下のいずれかの方法とします。</u></p> <p><u>(1) ワンタイムパスワードを入力する方法</u></p> <p><u>(2) 固定パスワードを利用する方法</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、両社はJ/Secure(TM)の認証方法を追加または変更する場合があります。</u></p> <p><u>3. J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法により、第1項に定める認証方法のうちいずれの方法によってJ/Secure(TM)の認証を行うか 選択するものとします。ただし、J/Secure(TM)利用者の登録状況、カード発行会社、通信・設備の状況その他の事情により、第1項に定める認証方法の一部しか選択できない場合、および両社が認証方法を指定し、またはJ/Secure(TM)利用者の選択した認証方法を一時的にもしくは継続的に変更する場合があります、J/Secure(TM)利用者はこれらを予め承するものとします。</u></p> <p><u>4. 第1項にかかわらず、両社は、J/Secure(TM)利用者に対して事前に通知または公表のうえ(ただし、緊急の場合には事前の通知および公表を行うことなく)、第1項に定める認証方法のいずれかを廃止する</u></p>	<p>第4条 (認証方法) (新設)</p>

	<p><u>場合があります。この場合、廃止される認証方法を選択しているJ/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法により他の認証方法に変更するものとし、また、両社は廃止される認証方法を選択しているJ/Secure(TM)利用者の認証方法を他の方法に変更する場合があります、J/Secure(TM)利用者はこれを予め了承するものとし、</u></p> <p><u>5. ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure(TM)利用者が両社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法、またはJ/Secure(TM)利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ(SMS)を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure(TM)利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとし、ただし、送付先の初期設定は両社が登録情報に基づき設定するものとし、</u></p>	
令和8年3月31日	第5条J/Secure(TM)の利用方法等	第4条J/Secure(TM)の利用方法等 (項番訂正)
令和8年3月31日	<p>第5条J/Secure(TM)の利用方法等 2. J/Secure(TM)利用者が <u>J/Secure(TM)において使用するパスワードは、第4条1項に定めるものとし、</u></p>	<p>第4条J/Secure(TM)の利用方法等 2. J/Secure(TM)利用者が J/Secure(TM)において使用するパスワードは、MyJCBサービスのパスワードと同一のパスワードとします。ただし、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者は、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者規定の定めに従い、J/Secure(TM)を利用の都度発行され、1回限り利用できるワンタイムパスワード(J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者規定において「J/Secureワンタイムパスワード(TM)」と定義されるものをいう。)を使用するものとし、(以下、MyJCBサービスのパスワードとワンタイムパスワードを併せて、「パスワード」という。)</p>
令和8年3月31日	第6条J/Secure(TM)利用者の管理責任	第5条J/Secure(TM)利用者の管理責任 (項番訂正)

令和8年3月31日		<p>第5条J/Secure(TM)利用者の管理責任 (項番削除)</p> <p>1. J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者には、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者規定第6条(J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者の管理責任)が適用されるものとし、本条は適用されません。</p>
令和8年3月31日	<p>第6条J/Secure(TM)利用者の管理責任 1項</p>	<p>第5条J/Secure(TM)利用者の管理責任 2項(項番訂正)</p>
令和8年3月31日	<p>第6条J/Secure(TM)利用者の管理責任</p> <p>2. J/Secure(TM)利用者がパスワードを盗用された場合、J/Secure(TM)利用者は当該事実を速やかにカード裏面に記載のカード発行会社へ届け出るとともに、被害状況およびパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力するものとし、J/Secure(TM)利用者に責任がない場合にはその支払いが免除されます。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとし、</p> <p>(1) J/Secure(TM)利用者が第三者に自己のパスワードを使用させ、または第三者に自己のパスワードを開示もしくは漏洩する等、善良なる管理者の注意をもって自己のパスワードを使用し管理していない場合</p> <p>(2) 故意・過失にかかわらずJ/Secure(TM)利用者本人およびその家族、親族、同居人等J/Secure(TM)利用者の関係者による利用である場合</p> <p>(3) カード発行会社が求める被害状況またはパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力しない場合</p> <p>(4) 前号の調査における、J/Secure(TM)利用者のカード発行会社に対する報告内容が虚偽である場合</p> <p>(5) カード発行会社が郵送またはインターネットで「カードご利用代金明細」を通知後、60日以内に、自己の</p>	<p>第5条J/Secure(TM)利用者の管理責任</p> <p>3. J/Secure(TM)利用者がパスワードを盗用された場合、J/Secure(TM)利用者は当該事実を速やかにカード裏面に記載のカード発行会社へ届け出るとともに、被害状況およびパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力するものとし、J/Secure(TM)利用者に責任がない場合にはその支払いが免除されます。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとし、</p> <p>(1) J/Secure(TM)利用者が第三者に自己のパスワードを使用させ、または第三者に自己のパスワードを開示もしくは漏洩するなど、善良なる管理者の注意をもって自己のパスワードを使用し管理していない場合</p> <p>(2) 故意・過失にかかわらずJ/Secure(TM)利用者本人およびその家族、親族、同居人などJ/Secure(TM)利用者の関係者による利用である場合</p> <p>(3) カード発行会社が求める被害状況またはパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力しない場合</p> <p>(4) 前号の調査における、J/Secure(TM)利用者のカード発行会社に対する報告内容が虚偽である場合</p> <p>(5) カード発行会社が郵送またはインターネットで「カードご利用代金</p>

	<p>パスワードの紛失、盗難の事実がカード発行会社へ届けられなかった場合</p> <p>(6) 購入商品等が、カード発行会社に登録のJ/Secure (TM) 利用者の住所に配送され受領されている場合。または、発信元の電話番号あるいはIPアドレスがJ/Secure (TM) 利用者および関係者の自宅・勤務地等である場合</p> <p>(7) J/Secure (TM) 利用者の操作ミス・回線障害に起因する場合</p> <p>(8) 戦争・地震等著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己のパスワードの紛失・盗難である場合</p> <p>(9) その他カード発行会社が客観的な事実に基づき、J/Secure (TM) 利用者本人の利用であると判断した場合</p>	<p>明細」を通知後、60日以内に、自己のパスワードの紛失、盗難の事実がカード発行会社へ届けられなかった場合</p> <p>(6) 購入商品などが、カード発行会社に登録のJ/Secure (TM) 利用者の住所に配送され受領されている場合。または、発信元の電話番号あるいはIPアドレスがJ/Secure (TM) 利用者および関係者の自宅・勤務地などである場合</p> <p>(7) J/Secure (TM) 利用者の操作ミス・回線障害に起因する場合</p> <p>(8) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己のパスワードの紛失・盗難である場合</p> <p>(9) その他カード発行会社が客観的な事実に基づき、J/Secure (TM) 利用者本人の利用であると判断した場合</p>
令和8年3月31日	第7条 J/Secure (TM) 利用者の禁止事項	第6条 J/Secure (TM) 利用者の禁止事項 (項番訂正)
令和8年3月31日	<p>第8条 知的財産権等</p> <p>J/Secure (TM) の内容、情報等 J/Secure (TM) に含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、その他の権利者に帰属するものであり、J/Secure (TM) 利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。</p>	<p>第7条 知的財産権等</p> <p>J/Secure (TM) の内容、情報など J/Secure (TM) に含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、その他の権利者に帰属するものであり、J/Secure (TM) 利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。</p>
令和8年3月31日	第9条 利用登録抹消	第8条 利用登録抹消 (項番訂正)
令和8年3月31日	<p>第10条 個人情報の取扱い</p> <p>1. J/Secure (TM) 利用者は、両社がJ/Secure (TM) の利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意します。</p> <p>(1) 宣伝情報の配信等、両社の営業に関する案内に利用すること</p> <p>(2) 業務上の必要事項の確認や連絡に利用すること</p> <p>(3) 統計資料等に加工して利用すること (なお、個人が識別できない情報に加工されます。)</p>	<p>第9条 個人情報の取扱い</p> <p>1. J/Secure (TM) 利用者は、両社がJ/Secure (TM) の利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意します。</p> <p>(1) 宣伝情報の配信等、両社の営業に関する案内に利用すること</p> <p>(2) 業務上の必要事項の確認や連絡に利用すること</p> <p>(3) 統計資料などに加工して利用すること (なお、個人が識別できない情報に加工されます。)</p>

令和8年3月31日	<p>第11条免責 1. 両社は、J/Secure(TM)のサービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術等につき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしませんが、両社はその完全性を保証するものではありません。</p>	<p>第10条免責 1. 両社は、J/Secure(TM)のサービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしませんが、両社はその完全性を保証するものではありません。</p>
令和8年3月31日	<p>第12条J/Secure(TM)の一時停止・中止</p>	<p>第11条J/Secure(TM)の一時停止・中止 (項番訂正)</p>
令和8年3月31日	<p>第13条本規定の変更</p>	<p>第12条本規定の変更 (項番訂正)</p>
令和8年3月31日	<p>第14条準拠法</p>	<p>第13条準拠法 (項番訂正)</p>
令和8年3月31日	<p>第15条合意管轄裁判所</p>	<p>第14条合意管轄裁判所 (項番訂正)</p>
令和8年3月31日	<p>第16条本規定の優越 J/Secure(TM)の利用に際し、両社が別に定める会員規約等のあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。ただし、「J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者規定」は、本規定に優先します。</p>	<p>第15条本規定の優越 J/Secure(TM)の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。ただし、「J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者規定」は、本規定に優先します。</p>